

新潟県立高田商業高等学校管理業務委託契約書（案）

新潟県(以下「甲」という。)と 以下「乙」という。)との間に、新潟県立高田商業高等学校(以下「学校」という。)の学校管理業務について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、学校の快適で適正な運営に資する業務(以下「学校管理業務」という。)を委託し、乙はこれを受託し誠実に実施するものとする。

2 当該業務の対象は以下の校舎・付属建物及び校地(以下「校舎等」という。)とし、別紙「新潟県立高田商業高等学校校内図」によるものとする。

所在地 上越市大字中田原90番地1
名称 新潟県立高田商業高等学校

(業務内容)

第2条 前条に規定する学校管理業務の内容は次のとおりとし、詳細は別に定める業務仕様書によるものとする。

- (1) 生徒玄関、職員玄関及び通用口等の開扉・閉扉
- (2) 校舎等に付帯する窓等の開口部の開錠・施錠
- (3) 照明設備及び冷暖房設備その他校舎等に設置された各種機器の運転・確認
- (4) 文書の受領、電話その他により通報される学校業務の受信、外来者の応接及び関係職員への連絡
- (5) 災害等による緊急事態の発生時における校舎等の損壊等の応急措置及び関係機関・関係職員への連絡

(委託期間等)

第3条 業務委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)、甲が予め指定する土曜日・日曜日及び休日の学校閉庁日12日間(年間)を除く毎日とする(別添の業務カレンダーによる。)

2 業務実施時間は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日及び休日(4月から10月まで)
午前8時00分から午後6時00分まで
ただし、甲が予め指定する日は指定時間となる
- (2) 土曜日・日曜日及び休日(11月から3月まで)
午前8時00分から午後5時00分まで
ただし、甲が予め指定する日は指定時間となる
- (3) 平日
午前7時30分から午前8時30分まで 及び
午後5時00分から午後7時00分まで

3 第1項の規定にかかわらず、甲が予め指定する日は、乙は学校管理業務を行うことを要しない。

(委託料)

第4条 甲が乙に支払う年間委託料は、 円とする。(ほか消費税額及び地方消費税額 円)

2 第3条第3項及び第6条の規定により業務実施日数に変更を生じる場合、土曜日・日曜

日及び休日（4月から10月）については日額 円（ほか消費税額及び地方消費税額 円）を、土曜日・日曜日及び休日（11月から3月）については日額 円（ほか消費税額及び地方消費税額 円）を、平日については日額 円（ほか消費税額及び地方消費税額 円）を増減するものとする。

3 委託料は、乙が業務実施日数により、毎月、前月分の委託料を甲に対して請求し、甲は内容を審査の上、適切な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（規律維持）

第5条 乙は、受託業務の従事者（以下「学校管理従事者」という。）に対する管理上の責任を負い、服務規程を維持して秩序ある業務を実施するものとする。

（業務内容の変更、中止等）

第6条 乙は、自己の責任による以外の理由によって、業務を実施することができなくなったときは、甲の承諾を得て業務を変更し、又は中止することができる。

（報告・検査）

第7条 乙は、毎日、学校管理業務終了後に業務日誌を作成して業務実施内容等を甲に報告し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、学校管理業務の実施内容を随時確認し、学校管理従事者が実施した内容に改善をすべき事項がある場合、乙に対して改善を求めることができる。

（賠償責任）

第8条 乙は、業務の実施中において、甲の責めに帰すべき管理責任以外の理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（甲の契約解除権）

第9条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。
- (4) 甲の学校管理業務方針が変更されたとき。

第9条の2 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令）について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令について

の処分取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (3) 乙が排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (8) 甲の学校管理業務方針が変更されたとき。

(乙の契約解除権)

第10条 乙は、甲の責めに帰すべき理由によって、この契約を継続することができなくなった場合、又は正当な理由がある場合は、この契約を解除することができる。

(守秘義務)

第11条 乙は、学校管理業務の実施に当たり、知り得た甲の秘密及び第三者の秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議を行うものとする。

上記のとおり契約したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 新潟県上越市大字中田原90番地1
新潟県
新潟県立高田商業高等学校長

印

乙

印

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。